

## 落札者決定基準

(生活保護等診療報酬明細書点検等と診療報酬明細書を活用した健康管理支援業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する生活保護等診療報酬明細書点検等と診療報酬明細書を活用した健康管理支援業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(100点満点)} \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「②業務内容」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

## 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

### (1) 評価点

ア 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

イ 平成 30 年 4 月 1 日以降に地方公共団体において、レセプト点検等に係る業務及び健康管理支援に係る業務に関する同種・類似業務（これら 2 つの業務について、それぞれ別の契約であっても差しつかえない。）の履行実績について提出された当該実績を証明できる書類を審査し、次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
都道府県または政令指定都市が発注する履行実績がある	5
上記以外の地方公共団体が発注する履行実績がある	3

### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウエイトを乗じて、項目評価点とする。

### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が60点未満の場合は、失格とする。

#### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①事業者概要	平成 30 年 4 月 1 日以降の地方公共団体におけるレセプト点検等に係る業務及び健康管理支援に係る業務に関する同種・類似業務（これら 2 つの業務について、それぞれ別の契約であっても差しつかえない。）の履行実績（令和 5 年度における履行未完了分も含む）等により、本市においても十分な業務効果を期待できるか。	10 点	2	5. 都道府県または政令指定都市が発注する履行実績がある 3. 上記以外の地方公共団体が発注する履行実績がある	
	生活保護制度や保健事業を取り巻く情勢の理解及び情報収集に優れており、生活保護行政や健康管理支援への理解は十分にできているか。	5 点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	業務責任者を筆頭に組織体制を確保する等、事業者全体としてのサポート体制は十分か。	5 点	1		
	健康管理支援業務を遂行する上での対象者への受診勧奨や支援において、保健師、看護師（准看護師を含む）、管理栄養士（栄養士を含む）いずれかの資格を有し、生活習慣病予防及び重症化予防、介護予防等の健康管理に関する専門的知識を持つ者の配置について、必要な人員が十分に確保できており、支援の効果が期待できるものとなっているか。	5 点	1		
②業務内容 (レセプト点検等に係る業務)	レセプト点検システムは、限られた期間内にレセプトを確実にかつ全件点検の実施が可能な機能を有しており、効果的な点検手法が提案されているか。	5 点	1		
	再審査請求の手法は、申出内容の精度が高いものであり、医療扶助等の適正化に向けた効果が期待できるものとなっているか。	5 点	1		

	レセプト電子データを活用した各種分析帳票の対象者抽出方法は、具体的に示されており、医療扶助等の適正化に向けた効果が期待できるものとなっているか。	5点	1		
	生活保護等適正化のための各種報告（リスト等）について、具体的な手法・分析が提案されており、報告内容が医療扶助等の適正化を図るために効果的なものになっているか。	5点	1		
	レセプト点検レベルの向上策及び平準化のための方法は明確であり、再審査請求による医療扶助費等の適正化が期待できるものとなっているか。	5点	1		
②業務内容 (健康管理支援に係る業務)	支援対象者に係る問題点、課題分析を行い、適切に把握することができるような仕組みが提案され、健康管理支援を実施するために構築されたデータベースは、項目設定が適切になされており、活用しやすいものとなっているか。	5点	1		
	受診勧奨の郵送物については、対象者にわかりやすく、医療機関・健康診査への受診勧奨につながる工夫が施されたものとなっているか。	5点	1		
	電話での受診勧奨及び保健指導の実施について、取組方策や手順が明確で具体性があり、対象者の健康意識の向上や生活習慣の改善等の効果が期待できるものとなっているか。	5点	1		
	業務の実績や分析についての報告は、単年度・経年比較での効果分析だけでなく、課題の抽出や次年度事業の実施を見据えた提案となっているか。	5点	1		
	業務の遂行にあたり必要な知識を習得した者を従事させるよう事前の教育を行うとともに、常時教育、研修はなされているか。	5点	1		
③個人情報保護	本市が提供するレセプト、生活保護等受給者情報、健康診査結果データの保存・管理方法は適切なものとなっているか。	5点	1		

	データを適切に蓄積できる環境面は整えられているか。	5点	1		
	事業者組織内におけるセキュリティ対策はとられているか。	5点	1		
	個人情報保護に対する認識及び取組は徹底されているか。	5点	1		
④自由提案	提案のあった内容は具体的でかつ生活保護等の医療扶助費等の適正化が図られるものとなっているか。	5点	1		
		100点 (満点)			点 (得点)